

15歳から30歳未満までの若者が対象！！ フリースクール利用料の助成を始めました。

義務教育後の若者を取り巻く諸課題について、吉川市では令和4年度と令和5年度に若者支援の在り方検討会議を設置し、検討を進めてきました。
そうした中で、令和6年度は以下の目的でフリースクール利用料の助成制度を運用いたします。
①若者がフリースクールに通いやすくなること。
②若者の社会とのかかわりを促進すること。

助成額

最大 **1万円** (月あたり)

月の利用料の**3分の1**

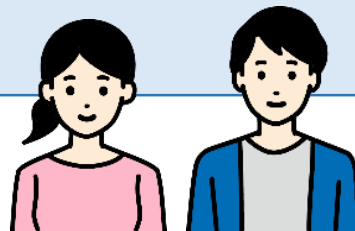
対象者

15歳 (義務教育後) から

30歳 未満まで

フリースクールに通っている方

フリースクールについて



対象となるフリースクールの条件

通所による生活習慣等の改善を行っていること。

社会とのかかわりを促進する活動を行っていること。

週に3日以上開設していること。

※学習塾・サテライト校などの施設は対象外

詳細は裏面へ

(お問い合わせ先) 吉川市こども福祉部子育て支援課

電話 048-982-9529 (直通)

メール kosodate2@city.yoshikawa.saitama.jp



令和6年度吉川市若者に対する フリースクール利用料助成

利用の流れ（令和6年度）

1. 申請書の提出



【提出物】

- ・吉川市若者に対するフリースクール利用料助成金交付申請書
 - ・フリースクールに入校していることが確認できる書類
 - ・対象費用の金額が確認できる書類
- これらを持って子育て支援課窓口までご提出ください。

2. 交付決定 [吉川市]

市から「吉川市若者に対するフリースクール利用料助成金交付決定通知書」または「吉川市若者に対するフリースクール利用料助成金不交付決定通知書」が届きます。

3. 実績報告書の提出

【提出期間】

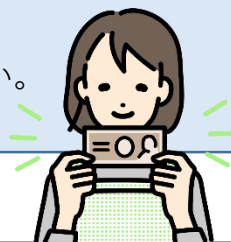
4月分から9月分の利用料 >>> **10月1日～10月31日**
10月分から3月分の利用料 >>> **4月1日～4月10日**

【必要書類】

- ・吉川市若者に対するフリースクール利用料助成金実績報告書兼請求書
- ・吉川市フリースクール利用確認書

必要書類を提出期間内に子育て支援課までご提出ください。

4. 助成金の払い込み [吉川市]



市が「3.実績報告書の提出」で提出された実績報告書を確認し、指定された口座に助成金を振り込みます。